

令和2年5月22日

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る姫路市の主な対応

4月7日（火）に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、本市が緊急事態措置を実施すべき区域とされてから1カ月以上が経過した。本市としても「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発し、市民に対して人と人との接触機会の8割削減を実現するための外出自粛への協力を求めるとともに、市役所が持てる資源を感染拡大防止等に集中させる取組を行ってきた。

5月21日（木）に、兵庫県は緊急事態宣言の対象区域から除外された。

これを受け、本市においては、感染拡大防止を基本としつつ、感染拡大防止と社会経済活動を両立させながら、市政運営にあたっていく必要がある。感染拡大の第2波も想定し、引き続き、3密の回避など「新しい生活様式」を実践しながら、社会経済活動を再開していくものとする。

なお、感染症への対応については、国・県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の方針を踏まえた取組を行うこととする。

1 外出自粛要請

- ・生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと、不要不急の旅行や会合等を控えることを要請する。
- ・どうしても外出が必要な場合も、周りの人と一定の距離を取るなど「3密」を徹底して避けることを要請する。
- ・市役所への来庁は可能な限り控えていただき、申請等が必要な場合は、郵送やオンラインの利用を求める。

2 市立学校園

感染防止対策を整え、6月1日（月）から教育活動を再開、5月31日（日）まで臨時休業するとの県の方針を踏まえて、5月25日（月）に開催する教育委員会において、正式に決定する。

3 社会福祉施設

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

特別保育は5月24日（日）で終了し、5月25日（月）からは通常保育に移行する。ただし、市立学校園の休業が終了するまでの間は、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り登園（利用）の自粛を要請する。

(2) 高齢者・障害者施設等

高齢者・障害者施設等については、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底し

た上で、事業の継続を要請するとともに、通所・短期入所事業所については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請する。

4 市有施設

兵庫県の示す「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、感染防止対策を講じた上で、次のとおり再開するものとする。ただし、今後の状況に応じ、時期を早める場合がある。

- ・観光施設及び文化鑑賞施設は6月1日（月）から再開、貸館施設については、6月1日（月）から順次再開する。
ただし、姫路城については、5月28日（木）から再開する。なお、大天守を含めた西の丸百間廊下は、6月15日（月）から全面再開とする。好古園（レストラン等の屋内施設は除く）については5月28日（木）から再開する。
- ・図書館については、6月1日（月）から再開する。ただし、インターネットでの予約貸出しを、5月26日（火）から再開する。
- ・屋外スポーツ施設については、6月1日（月）から利用可能とする。
- ・屋内スポーツ施設（スポーツジムを除く）については、6月15日（月）から利用可能とする。
- ・公園の大型遊具の使用禁止及び大型遊具を備えた公園に附帯した駐車場の閉鎖については、5月23日（土）から解除する。

5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、適切な感染防止対策を実施した上で、6月1日（月）から実施可能とする。

※開催の目安

屋内は100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
屋外は200人以下、かつ人との距離を十分に確保

6 事業活動への主な支援等

(1) 特別定額給付金

特別定額給付金について、コールセンターを開設し申請の円滑化を図るとともに、オンライン申請は5月4日（月）から受付を開始し、5月28日（木）からの給付を、郵送申請は5月20日（水）から受付を開始し6月初旬からの給付を目指すことにより、家計への迅速かつ的確な支援につなげる。

(2) 姫路市休業要請等協力事業者支援事業（家賃支援）

兵庫県の新型コロナウイルス感染症に係る休業や営業時間短縮要請等に協力することによって、固定費（家賃等）が重くのしかかり、経営に深刻な影響を及ぼしている中小企業・個人事業主について、市が独自に支援を行う。

（1事業者につき10万円）

(3) 水道料金

地域経済や家計への影響に対応するため、本市と契約している方を対象に、令和2年6月使用分から6ヶ月分の水道料金の内、基本料金部分を、全額免除とする。

7 庁内の対応等

(1) 5月31日(日)までは、班編成による在宅勤務や休暇等を活用した勤務分散等の取組みを継続する。

6月1日(月)以降は、情報通信機器(モバイルルータ)を活用した在宅勤務(テレワーク)や時差勤務等、人との接触機会を低減する取組を進める。

(2) 職員の感染予防対策を徹底する。

- ・ 会議、打合せ等でのマスク着用
- ・ 健康管理の徹底
- ・ 所属長への検温報告等